

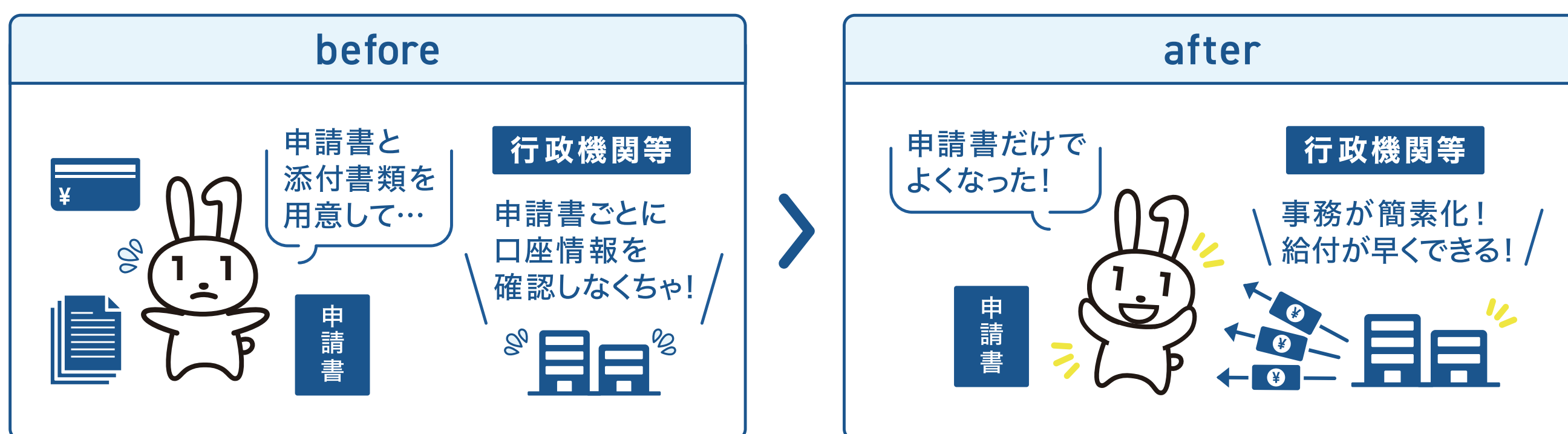
緊急時等の給付金の受取がスムーズになる

公金受取口座

は登録されましたか？

公金受取口座登録制度でできること

公金受取口座を登録しておくで、緊急時の給付金や児童手当、今後の給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります！



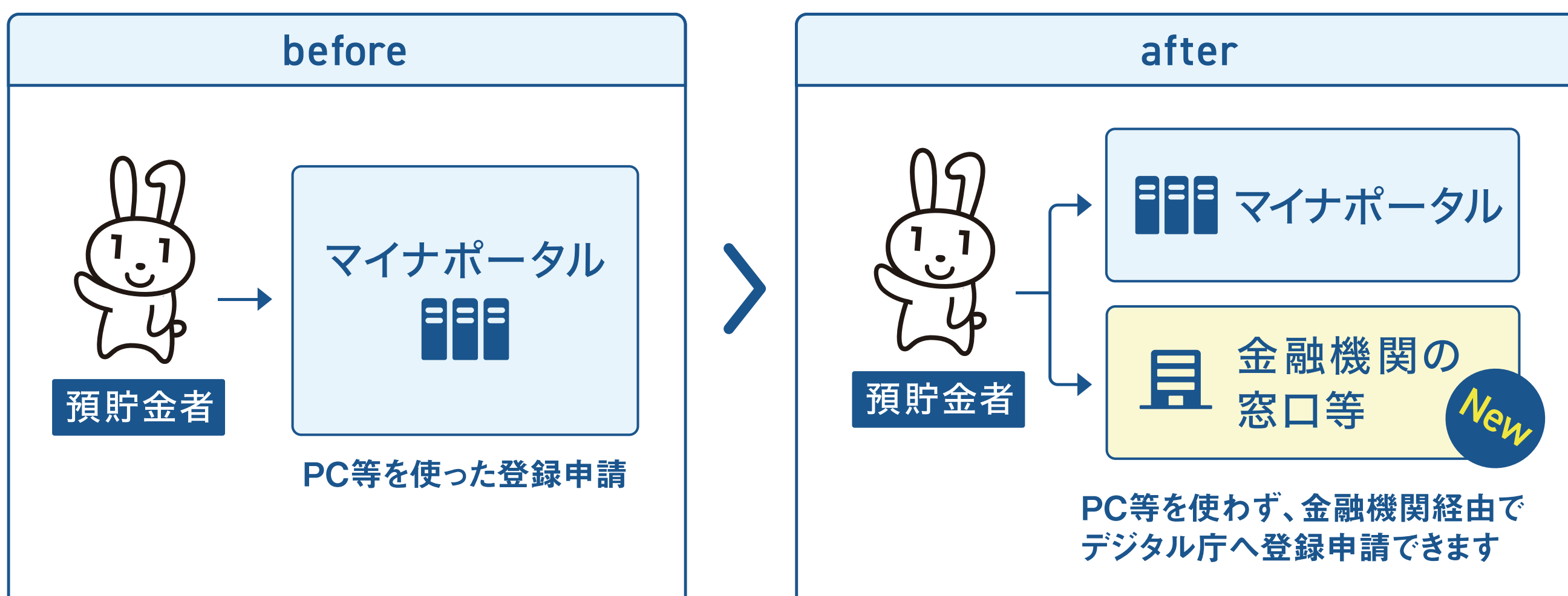
マイナポータルから登録することができます。

詳しい登録方法はこちらをご覧ください



令和7年
4月1日
開始!

金融機関からも登録できます！



令和7年
4月1日
開始!

相続時や災害時の手続きが楽になる

口座管理法制度

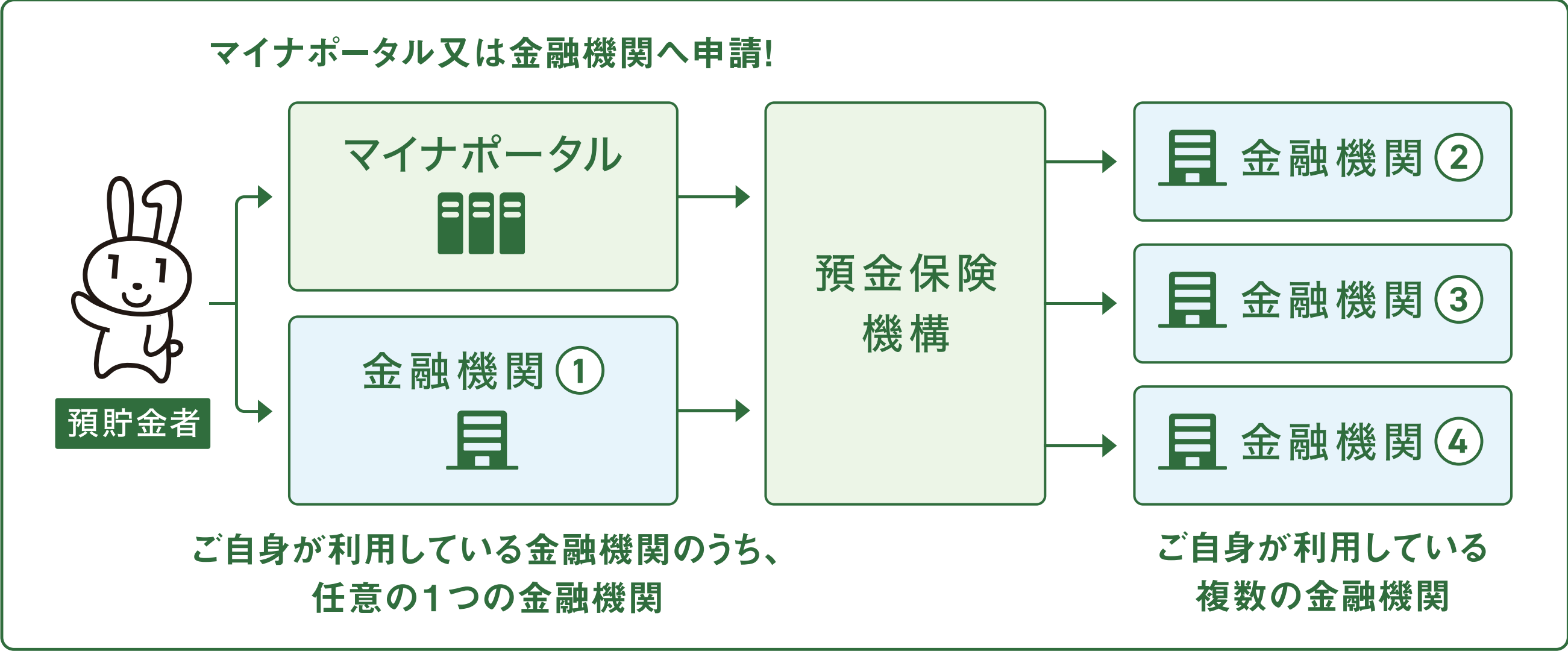
って知っていますか？

口座管理法制度でできること

本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

.....

1 複数の金融機関を利用しても大丈夫です！一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。



2 預貯金口座にマイナンバーを付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続人の方

マイナンバー
123456789012

被相続人(※)の口座情報
相続人が、被相続人の口座がどこの金融機関にあるのか把握可能になる

(※)ご自身の相続に備えたい方

被災された方

マイナンバー
123456789012

特定の口座情報
避難先の任意の金融機関が
ご自身の口座を確認し、
ご自身の口座情報を特定することで、
現金確保に向けた準備ができる